

事業再生計画実施関連保証

「改善サポート保証」

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）の成立に伴い、再生計画の実行段階における資金調達について支援するため、1 月 20 日から本制度保証の取扱いを開始しましたのでお知らせします。

<制度の概要>

平成 26 年 1 月 20 日

対象者	認定支援機関 ^⑩ の指導・助言をうけ作成した事業再生計画（債権者全員の合意が成立したもの）に従って事業再生を行い、計画の実行・進捗の報告を行う中小企業者
保証限度額	普通保険にかかる保証 2 億円以内 無担保保険にかかる保証 8,000 万円以内 特別小口保険にかかる保証 1,250 万円以内 中小企業者が組合等の場合 4 億 8,000 万円以内 ※一般保証と別枠
対象資金	再生計画実施に必要な資金
保証期間	一括 1 年以内 分割 15 年以内（据置 1 年以内）
保証料率	0.8%（責任共有対象外は 1.0%）
貸付利率	取扱金融機関所定の利率
担保・保証人	担保 必要に応じ徴求 保証人 原則として法人代表者以外の保証人は徴求しない
添付資料	申込書類のほかに、債権者全員の合意が成立した事業再生計画

⑩認定支援機関（11 機関）

- ①再生支援全国本部、②中小企業再生支援協議会、③産業復興相談センター、④特定認証紛争解決手続、⑤整理回収機構、⑥地域経済活性化支援機構、⑦東日本大震災事業者再生支援機構、⑧私的整理に関するガイドライン、⑨個人債務者の私的整理に関するガイドライン、⑩投資事業有限責任組合、⑪経営サポート会議